

※汚染拡散防止措置における計画と実施の相違点（まとめ）

	計画内容	実施内容	変更の有無	変更理由
対策範囲	対策面積 27.09 m ²	対策面積 29.28 m ²	あり	既存施設の位置が図面と相違していたため、現地の仕様に合わせた。
	掘削土量 16.7m ³	掘削土量 19.4m ³	あり	同上。
	埋戻し土量	山砂 16.0 m ³ 、砕石 3.4 m ³	あり	同上
対策方法	全量掘削除去 (購入土より埋め戻し)	全量掘削除去 (購入土より埋め戻し)	なし	
完了確認	埋設物 (配管や油水分離槽) の入換え範囲 (深 度+面積) を計測	埋設物 (配管や油水分離槽) の入換え範囲 (深 度+面積) を計測	なし	
汚染土搬出先	東京都大田区城南島三丁目2番11号 成友興業株式会社 城南島第二工場 浄化等処理施設 (第 0131001003 号)	東京都大田区城南島三丁目2番8号 S.P.E.C.株式会社 エコレ城南島 浄化等処理施設 (第 0131001004 号)	あり	計画の変更により
工事工期	令和 4年 2月 15日から 令和 4年 3月 5日まで	令和 4年 2月 17日から 令和 4年 3月 5日まで	なし	
環境保全対策	・土壌の飛散を防止する仮囲いを設置。 ・掘削作業中の粉塵飛散防止の散水。 ・土壌の掘削・積込はブルーシート上または土間コンクリート上で実施。 ・土壌の運搬車両は、土壌の飛散を防止するため荷台をシートで覆う。	・土壌の飛散を防止する仮囲いを設置。 ・掘削作業中の粉塵飛散防止の散水。 ・土壌の掘削・積込はブルーシート上または土間コンクリート上で実施。 ・土壌の運搬車両は、土壌の飛散を防止するため荷台をシートで覆う。	なし	

別紙-1 汚染拡散防止対策計画範囲

1-1. 場所

- ・住居表示：東京都墨田区太平1丁目18-22
- ・地番表示：東京都墨田区太平一丁目3番13、3番2
- ・敷地面積：578.1m²
- ・敷地の現状：給油所稼働中

対象地の位置図を図1-1に示す。

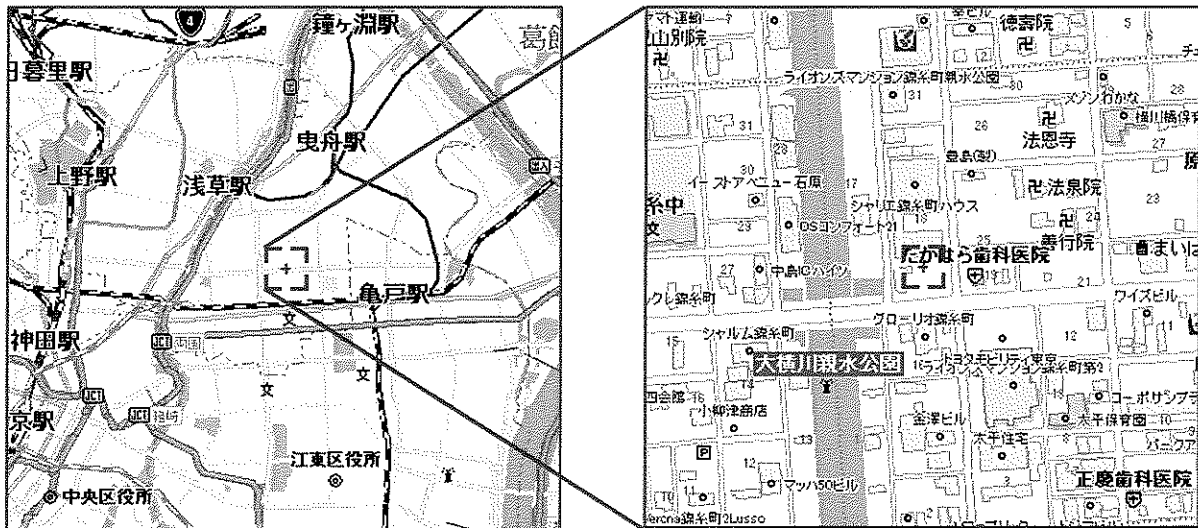


図1-1 対象地の位置図（特許庁登録番号：Z21BB第3187号）

1-2. 土壌汚染状況調査

(1) 調査結果概要

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条第1項により実施した土壌汚染状況調査の結果、第2種特定有害物質（重金属）の鉛およびその化合物について土壌含有量の基準超過が確認された。なお、土壌表面下-1.0m、-2.0mでは基準に適合することが確認されている。また、地下水は土壌表面下-1.55m付近で確認されている。土壌調査結果を図1-2に示す。

- ・基準不適合地点：A1-8①地点（1地点）
- ・基準不適合深度：表層～土壌表面下-0.5m 160mg/kg

(2) 対象物質の基準値

東京都環境確保条例 汚染土壌処理基準（含有量）：鉛およびその化合物 150mg/kg

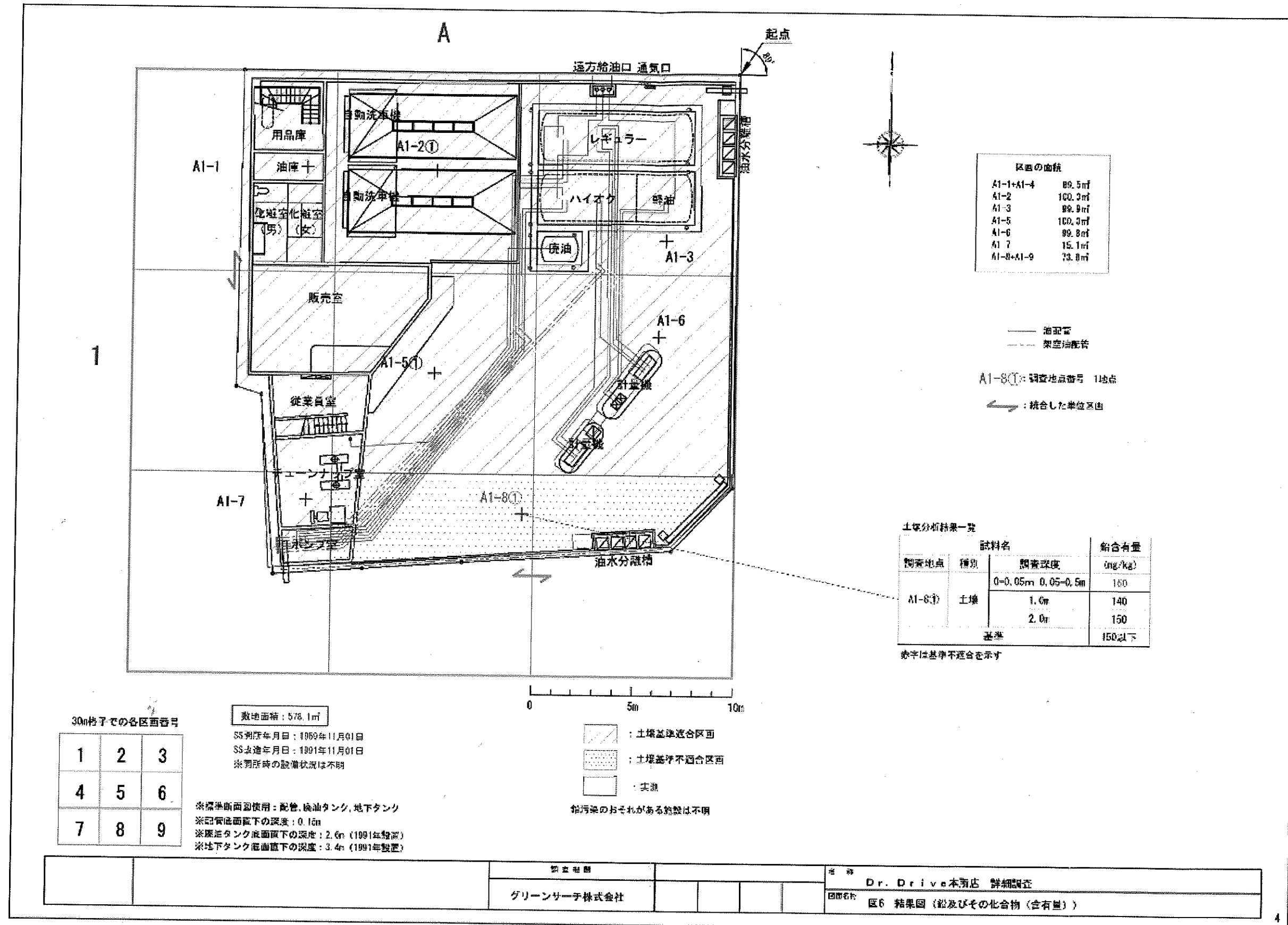


図 1-2 土壌調査結果 (鉛およびその化合物)

1-3. 措置計画範囲

(1) 平面範囲

A1-8①区画のうち、給油所の改造範囲を平面範囲とする。

掘削範囲の面積：27.09 m²（詳細は表 2-2、表 2-3 を参照）

(2) 深度範囲

埋設物の入換え深度が、土壌表面下・0.5m 以浅は土壌表面下・0.5m までを、土壌表面下・0.5m～1.0m までは土壌表面下・1.0m までを深度範囲とする。対策数量表を表 1-1 に、対策土量計算表を表 1-2 に、入換え範囲を図 1-3 に、各入換え範囲の面積一覧を表 2-3 に示す。

表 1-1 対策数量表

単位区画	処理対象物質	面 積	深 度	土 量
A1-8①	鉛およびその化合物	27.09m ²	土壌表面下～0.5m	10.4m ³
			土壌表面下～1.0m	6.3m ³

表 1-2 対策土量計算表

調査地点 深 度	A1-8①						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
掘削範囲 基準高さ	KBM-0.72m						
対策下端標高	KBM-1.22m				KBM-1.72m		
0.0							
0.15							
0.5							
0.65							
1.0							
2.0							
凡 例 【土壌】 ■ 鉛(含有量) 基準不適合 □ 鉛(含有量) 基準適合							
土壌対策物質	鉛及びその化合物(含有量)						
対策面積(m ²)	14.13	2.01	1.52	2.01	1.09	1.00	5.33
掘削除去							
上端深度(土壌表面-m)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下端深度(土壌表面-m)	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.00	1.00
土壌厚(m)	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	1.00	1.00
対象土量(m ³)	7.1	1.0	0.8	1.0	0.5	1.0	5.3
							合 計
							27.09
							小 計
							16.7

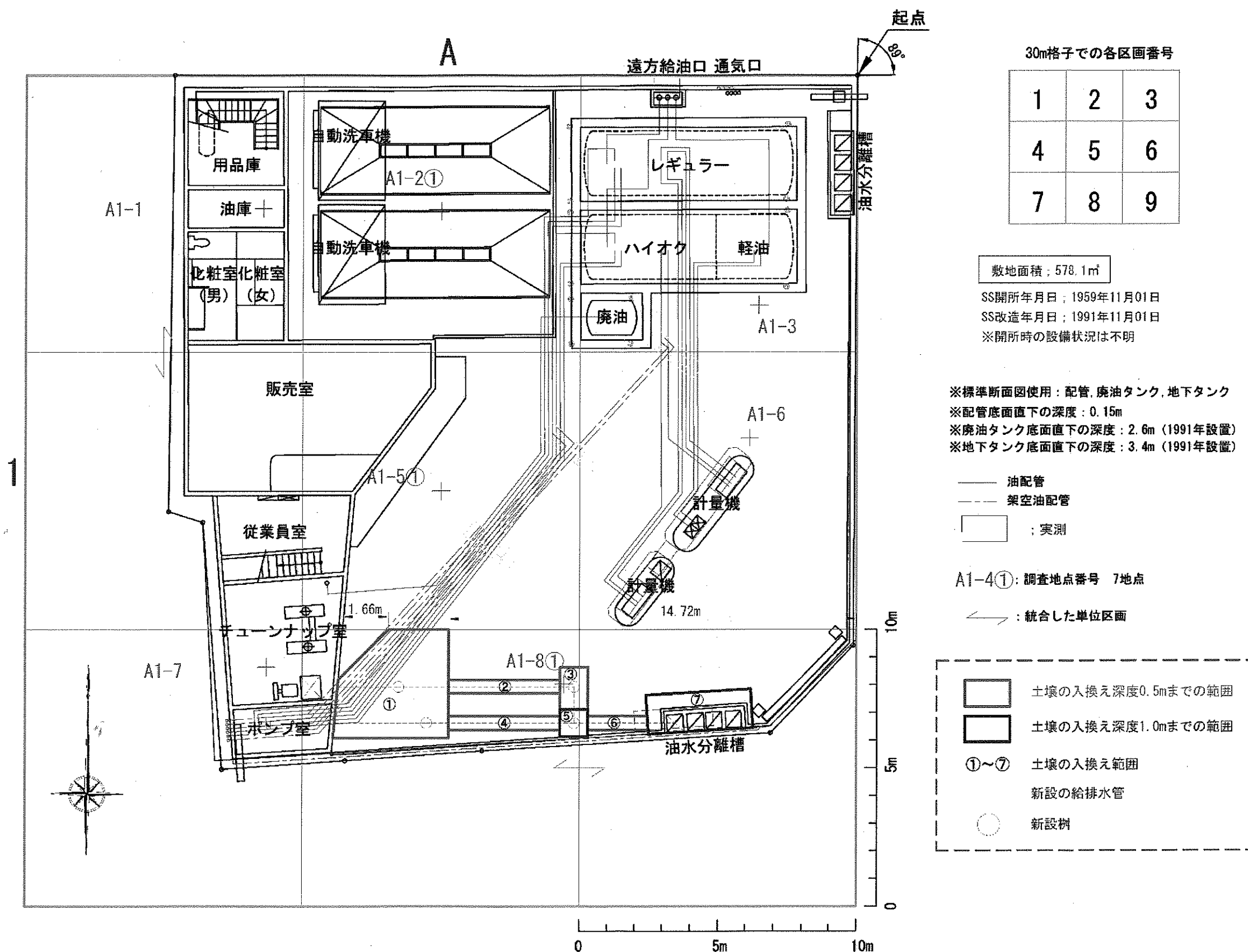


図1-3 入換え範囲平面図

別紙-2 汚染拡散防止対策実施範囲

2-1. 措置の方法

鉛およびその化合物の土壌含有量基準不適合が確認されている、A1-8①区画において、給油所の改造範囲に絡む汚染土壌を掘削除去し、基準適合を確認した購入土で埋戻した。

2-2. 措置実施範囲

(1) 平面範囲

A1-8①区画のうち、給油所の改造範囲を平面範囲とした。

掘削範囲の面積：29.28 m²（詳細は表 2-2、表 2-3 を参照）

(2) 深度範囲

埋設物の設置深度に合わせて入換え深度を設定した。対策数量表を表 2-1 に、対策土量計算表を表 2-2 に、入換え範囲を図 2-1 に示す。

表 2-1 対策数量表

単位区画	処理対象物質	面 積	深 度	土 量
A1-8①	鉛およびその化合物	29.28m ²	土壌表面下～0.5m	11.0m ³
			土壌表面下～0.83m	2.0m ³
			土壌表面下～1.33m	6.4m ³

表 2-2 対策土量計算表

調査地点		A1-8①				
深 度	掘削範囲	①	②+④	③+⑤	⑦	
基準高さ		KBM-0.72m				
対策下端標高		KBM-1.22m		KBM-1.55m	KBM-2.05m	
0.0						
0.15						
0.5						
0.65						
0.83						
1.0						
1.33						
		凡 例 【土壌】  鉛(含有量) 基準不適合  鉛(含有量) 基準適合				
2.0						
土壌対策物質		鉛及びその化合物(含有量)				合 計
対策面積(m ²)		14.66	7.43	2.40	4.79	29.28
掘削除去						
上端深度(土壌表面-m)		0.00	0.00	0.00	0.00	小 計
下端深度(土壌表面-m)		0.50	0.50	0.83	1.33	
土壌厚(m)		0.50	0.50	0.83	1.33	
対象土量(m ³)		7.3	3.7	2.0	6.4	
						19.4

控除分：油水分離槽の体積＝2.6 m³

